

第四章 室町時代

第一節 大内氏と豊前

今川了俊 応永二年（一三九五）、突然、了俊が京都へ召解任 喚された。彼が既に七十歳の高齢であり、南北朝の合一成った今は、彼を九か国（備後・安芸を加えて）の守護として九州に置くことの危険を新管領斯波義将は考えたのである。一か国の守護山名氏の力を削いだあと、了俊が次の対象になったのである。

新九州探題には義満の近親者渋川満頼を派遣することになった。彼は豊前国守護職を拝領して下向した。了俊は『難太平記』で、自分が解任されたのは、大友親世・大内義弘二人の讒言に依るとか、斯波義将の策謀であるとの噂を記している。

島津伊久は「今河殿上洛の事承り、悦び極りなく候、……尤も以て本望なり」と大友親世に返事している。

了俊は都では二条良基に古今伝授を得た有名な文化人であり、武将としても、優れた計略を駆使したが、地方の武士には、信頼の置けない貴人と映った。

了俊が子息満範へ「氏久か状の礼なども、もつての外二尾籠

二書きてまいらせ候なり、あさましきい中人二成はてて候、けにけにいふかいなくこそ候へ」（南北朝遺文五四五六）と、島津氏久を浅ましい田舎人に成りはてて実にいう甲斐のない人だと述べているように、九州の武士に対して嫌悪感をもっており、宇都宮守綱・大内弘世・少式冬資らは了俊の本性を見抜いて、嫌ったのである。

大内義弘の乱

応永六年（一三九九）十二月、大内義弘は泉州堺の町に籠城して幕府軍の攻撃を受けて滅びた。

和泉国・紀伊国は明德の乱の勲功として得た守護国であった。当時、大内義弘は周防・長門・石見・豊前と前出の二国を加えて、六か国の守護を兼帯し、義満に対しても尊大な言動をするようになっていた。

今川了俊解任の次は大内義弘の勢威を削減することが、幕府の課題となっていたのである。義弘が入洛を拒否した理由として、幕府使節絶海中津に訴えたのは、義満がひそかに少式貞頼・菊池武朝に義弘討伐を命じたこと、紀伊・和泉二国守護職を理由なく取り上げようとしたこと、少式討伐に出陣した弟満弘が戦死したのに恩賞の沙汰がないこと、義弘を京都に召し寄せて討ち取ろうと評議したことなどをあげている。

応永の乱後、探題渋川満頼の分国豊前の守護職を預かったのは少式満貞であった。応永七年（一四〇〇）九月、渋川満頼が

佐田親景へ稗田・伊方両庄と元永村を安堵し、少弐満貞が執達している。これより前、同年三月、少弐貞頼が筑紫次郎へ曾根村を宛行っている。

応永五年、大内義弘に追討された少弐貞頼・菊池武朝が応永の乱の混乱に乗じて豊前・筑前の占領に動いたのである。

応永七年四月、渋川満頼は豊前下向を命ぜられ、近日渡海・着岸すると佐田親景へ報じている。

長門・周防両国は義弘の五弟弘茂ひろしげに相続が許されたが、義弘の留守を預かった六弟六郎盛見もりはるがこれを認めず、豊後に渡って、大友親世の支援を頼んで帰国の機をうかがっていた。

応永八年（一四〇二）十二月、豊後より長府へ上陸した大内盛見もりみは下山城さかみやまに弘茂をせめて自害させた。

この報告を受けた幕府は大内介四郎入道道通どうどうに石見・安芸の武士を付けて、盛見討伐を命じたが、これまた敗れて、道通は上関かみのせき（竈戸関）に追いつめられ、応永十年（一四〇三）五月ごろ自害した。



大内盛見の花押

二度の討伐に失敗した幕府は折れて盛見と和睦し、防長二国守護職を承認した。

大内盛見 豊前・筑前・肥前で
と 豊前 は、少弐・菊池と九州

探題が奪い合いを続けていた。幕府は

た豊前の状況である。



写真 4—10 猪岳（大坂山）

大内盛見を探題支援のため渡海させ、豊前各所で激戦を展開した。

豊前陣ハ去る八日、とりこえの敵城せめおとして候、やかて、かわるの一二、むまのたけ落居して候、目出候、匠作・大内、かかミ山辺に陣をとられ候、注進一昨日十五到来候、いまのことくハ、落着ハ一兩日にもすましく候、目出候、
（詫摩文書）

これは、応永十二年（一四〇五）十一月十七日、九州探題渋川満頼が肥後の詫摩満親へ報じ

十一月八日、鳥越城（荊田、松山城カ）・香春一の岳・二の岳・馬ヶ岳城を攻略した大友修理大夫親世・大内盛見らが鏡山（香春町）に布陣して、猪岳（大坂山）に立て籠もる少弐貞頼（満貞カ）軍攻撃の最終段階にあるというのである。

十二月五日の合戦で、大内家老の陶尾張守弘長が戦死するよ
うな戦闘があった。

この功勞によって、大内盛見は豊前守護職に補任されたらし

い。
大内盛見は上洛して、將軍の信頼を得て、なかなか帰国を許されなかった。

豊前国内では二〇年間、平和がつづき、その間、宇佐宮・弥勒寺や国分寺などの再興が一〇〇余年振りに行われ、これに武士や農民を動員して、人心の安定と大内氏の權威の強化に努めた。

たとえば、弥勒寺金堂の落成にあたって、千部法華經誦經が応永三十四年（一四二七）八月三日に始まる時、大内盛見も参宮し、聖道五〇人・律僧五〇人・豊前国分寺より一〇人、計一一〇人の僧侶、奉行二人、宇佐郡の人々が参会し、警固には豊前の武士があたった（到津文書補遺）ように、何事も大規模かつ莊嚴であった。

豊前に平和をもたらせた大内盛見も、筑前で戦闘であつてなく戦死した。永享二年（一四三〇）十二月、大内盛見方より、筑前国の年貢二〇〇貫文が幕府へ納められ、都中の評判となった。筑前の守護職は長年少弉氏が伝領していたが、九州探題が下向してくると、探題分国になることもあり、少弉氏との対立が絶えなかった。そのため、幕府は筑前を公方御料国とし、幕府が直轄した。これを大内氏に請け負わせたところ、二〇万疋もの上納があつたのである。これが原因となって、大友氏と大内氏が合戦するにいたつた。大内氏家来が大友氏の所領

から段銭等の税を厳正に取り立てようとしたからであつた。大友氏は蒙古合戦前から、立花城近辺（香椎三郷）・博多津・怡土庄志摩方などを重要所領としていた。これを大内氏代官が前例を無視する行為をしたから大友持直が少弉・菊池氏と同心して、大合戦となつた。この混乱に乗じて、国人・土民も一揆して大内氏に反抗した。永享三年五月、大内氏が立花城以下大友氏知行の要害をことごとく攻め落としたという噂が京都で流れた。

ところが、六月二十八日、怡土郡萩原で、少弉小法師丸・大友持直軍に包囲され、家人三〇人と共に自刃した。公方義教はこれを聴いて「殊に無念」の沙汰があつた。

これによって、大内分国豊前国も守護代杉伯耆守重綱は国を捨て、長門へ逃亡し「筑前国には大内方の者一人も無し」となつた。したがって、両国は大友・少弉によって占領された。

大内持世 盛見跡の家督の座をめぐる、刑部少輔持世と**豊前**と新介持盛の兄弟が対立し、持盛は豊前朽網に布陣していた。伏見宮貞成親王の日記「看聞御記」によると、故盛見は新介持盛に周防守護職を与え、家督とする予定であつたが、公方義教は幕府・將軍権力強化の見地から、これを覆し、持世を家督としたという。

永享四年（一四三二）二月、持盛派が夜討ちをかけ、持世を石見国境へ逃亡させ、持盛は豊前から周防へ帰り、大友・少弉

討伐と豊前・筑前奪還の準備にかかった。

幕府は石見・安芸の軍勢をもって、持盛を防長から豊前へ追出し、持世は豊前へ渡海の許可を待って、永享五年四月、大友持直の支援を受けた持盛を豊前篠崎（小倉北区）の戦いで破り、切腹させた。

ついで、少弐満貞・小法師資嗣父子を筑前二岳に破り、同年八月、秋月城を攻略して二人をはじめ、少弐一族多数を討ち取って、豊前・筑前を平定し、初めて筑前国守護職をも手に入れた。その後上洛した大内持世は、公方義教の信頼厚く、その近辺に仕えた。しかし、これが仇となつて、嘉吉元年（一四四一）の義教暗殺事件に巻き込まれ、重傷を負いながら、その場を脱出したが、数日後絶命した。

大内教幸の乱

大内持世が急死すると、その跡の座を巡つて、また盛見の子孫太郎教幸と新介教弘が争つたらしい。

嘉吉二年（一四四二）三月、千手城・馬見城の合戦に合力した安芸国の平賀氏へ幕府から感状が与えられている。

太宰少弐教頼・大友中務大輔持直・大内孫太郎教幸等の事、落所を相尋ね、不日治罰を加えられるべきの由、仰せ下さる所也、仍つて執達件の如し、

嘉吉二年十二月十五日

志賀民部大輔殿

沙弥（花押）（畠山持国）

（大友文書録）

これは、筑前守護代であつた大内教幸が少弐・大友氏と一味して馬見岳に挙兵して攻略され、姿を隠したというところらしい。彼らは將軍・守護不在、赤松満祐討伐軍・京都内外での土一揆蜂起という政治的混乱・空白を衝いて挙兵したが、幕府軍の到着で潰え逃亡した。

大内家壁書

大内氏は、戦国大名の特徴を示す分国法を最も早く制定している。

一、山口より御分国中における行程日数の事、

宇佐郡六日請け文十七日

上毛郡五日請け文十五日

下毛郡五日請け文十五日

京都郡四日請け文十三日

仲津郡四日請け文十三日

築城郡四日請け文十三日

田川郡四日請け文十三日

規矩郡三日請け文十三日

右、訴人の申し状によつて、召し文をなさるといへとも、ややもすれば遅参せしめ、いたつらに日数をへるの間、しるしをかるる者也、（中略）この壁書の次第、もし違背せしむるにをひてハ、罪科に処せらるべきの由、御評定し畢んぬ、諸人存知せしむべきの由、仰せ出さるる所也、仍つて執達件の如し、

寛正二年六月廿九日

備中守 奉秀明

（二四六一）

左衛門大夫奉正安

これは、大内分国内の訴訟制度が整備されつつあることを示している。京都郡の場合、召喚されたら四日以内に山口に出頭すること、執行者（使節遵行）は請け文を一三日以内に山口



大内政弘の花押

へ届くようにせよというのである。裁判が厳正を期した模様は、下毛郡の「成恒氏種代卜世覚書」などで知ることができる。

持世の跡を嗣いだ盛見の子教弘^{のりひろ}は二十数年、上洛もせず、分国統治に邁進^{まいしん}し、豊前・筑前など新参

の分国の武士を被官化し、役人として組織化した。

教弘の子政弘は二十歳で家督を継ぎ、二年目に応仁の乱が起こつて、その渦中に巻き込まれ、九州・中国・四国の兵二万五〇〇〇を率いて上洛し、父教弘以来対立する細川勝元と実権を争う山名宗全の西陣に加わり、京都の形勢を逆転させた。

細川勝元は、大内分国の手薄を衝いて、大内教幸入道道頓^{どうとん}を誘い、長門赤間関に挙兵させ、足元を揺さぶる戦法に出た。

道頓には防長・石見・安芸の分国を与え、大友親繁には豊前を、少弐教頼に筑前・肥前を与えて侵入させた。

豊前・肥前・筑前の所々の城郭において、一力を以て攻め落とす合戦を致し、牢人悉く退散の由、注進到来す、忠節他に異なり、感じ思し召しおわんぬ、早く長門・周防両国へ計略を廻らし、発向せしめば、いよいよ神妙たるべく候也、

「文明元年己丑」

七月十二日

(親繁)

大友豊後守とのへ

(花押) (足利義政)

(大友文書録)

これは、文明元年(一四六九)五月、將軍義政の要請に依りて、大内分国に侵入、占領したことに對する感状である。

一、大内伯父道頓ニ公方より安堵を給わる、これに依り、一門以下の御請けこれを進ず、世間流風^{るふ}の書これを写す、当家の事、忠節を致すべきの由仰せ下され候、管領様の御書頂戴申され候、道頓の事は年罷り寄り候、嘉々丸の事、今より以後、奉公致さしむべく候旨、一味同心申し定め候、御内書・御教書の事、早速成し下され候はば、畏み存ずべく候、この旨を以て、管領様へ申し御沙汰候はば目出べく候、恐々謹言、

(文明二年)

二月九日

内藤中務丞 武盛

豊田大和入道 元秀

杉 三河守 重隆

杉 豊後守 弘重

二保加賀守 武安

問田備中守 弘繩

陶 五郎 弘護

(信頼)
吉見殿

(奈良興福寺、大乘院寺社雜事記)

これは、大内道頓が老齡であるから、子息嘉々丸を奉公させたいので、その旨を管領に取り次いでいただきたくいと、大内家老衆が吉見信頼へ申し入れている。まことに理解に苦しむ史料である。道頓は大内系図などで「文明二年正月廿五日、豊前馬岳において自殺」とあり、従来これが信じられてきた。この

史料では、道頓を追いつめた陶弘護が東軍に属している。道頓を担いだ筑前守護代仁保加賀守盛安（武安）はこの年七月、政弘の養子嘉々丸が義政に奉公することになったと肥後の相良氏に報じている。

このあと、重臣間に分裂が生じたのであろうか。周布文書には「今度備後合力の事仰せらるの間、軍勢を安芸の国廿日市に差し遣わし候、入道又国境まで進発の処、陶五郎以下の者共、新介に同心仕り現形し候（下略）」と在京中の政弘の誘いで陶弘護が寝返ったことが分かる。

これが原因で文明十四年、弘護と吉見信頼が殿中で喧嘩して二人とも刺し違えて死亡する事件が起こる。

大内教幸 文明八年（一四七六）三月、防長へ退去していと馬ヶ岳 た宇佐郡衆が渡海して、滝池山（所在不明）に陣を取っており、馬ヶ岳・岩石城の凶徒を追討するのは今が好機であると京都の政弘へ急報した（佐田文書）。

朝鮮の「成宗康靖大王実録」には当時、少弐と道頓が豊前を四郡ずつ治めていたが少弐氏が、対馬の宗氏の兵四〇〇〇を豊前に送り、古城に拠って全域占領をねらったので、道頓の代官は援兵三〇〇〇をもって相対し、新城を築き、五月の合戦で、道頓方六〇〇人、少弐方六人の死者を出して、なお対立していると述べている。

文明九年（一四七七）十二月、大友政親より在京の使僧勝光

寺への書状によると、前年八月、道頓の被官人内藤藤左衛門尉と仁保加賀守盛安が対立し、戦闘になったので、大友政親と道頓に善処を命じたが、少弐方が盛安を暗殺したため、内藤方の遺恨は解消されたが、国中が正体のないほど混乱したとある。

これは道頓が大友政親から引き継いだ豊前守護職を少弐頼忠（政尚・政資と改名）が競望したことが原因となった。

結局、道頓が子の嘉々丸と共に馬ヶ岳で自害したのは文明十年（一四七八）のことではあるまいか。

なお、嘉々丸は落ち延びて宇佐郡麻生谷に隠れ住んだという伝説がある。

大内政弘の 文明九年（一四七七）十一月、京都より一〇年**太宰府入り** 振りに帰国した政弘は、將軍義政から没収されていた豊前・筑前守護職に還補され、これを占領し続ける少弐・道頓を討伐するため、同十年渡海して太宰府に出陣した。

この時、続々と投降して、政弘へ御礼を述べる者などが、政弘の右筆相良正任の日記に記されている。

豊前国関係者には、彦山座主頼有、子息律師、仲間若狭守盛秀、貫助八重孝、山田弥七郎貞朝、城井越前守俊明、池永肥前守重久、仲八屋藤左衛門尉武信、豊前国分寺住持（神代左馬允貞賢の弟）、宇佐祝大夫、宇佐宮大宮司公見、門司宝寿寺、佐田因幡守忠景、門司等妙寺、鈴隈寺彈正少弐武治の名がみえる。このうち、山田貞朝は一か月間に四度も博多に出頭してい

る。

選銭令と 延徳四年（一四九二）三月、山口より選銭につ
豊前役人 いて豊前の役人へ触状の周知徹底を命じた（大
内家壁書）。

一、豊前国中の悪銭の事、近年禁遏せらるの処、ややもすれば、これを
犯用せしむ、あまつさえ去年以来は偏に受用流布すと云々、もつて
の外の子細也、（下略）

郡代

段銭奉行

宇佐郡 佐田彈正忠

矢部新左衛門尉

橋津六郎次郎

下毛郡 野中五郎

貫助八

上毛郡 広津新藏人重清家人

山田安芸守

広津彦三郎

仲八屋藤左衛門尉

城井常陸介

副田右衛門大夫

伊田美作守

伊賀利彦太郎

築城郡 内藤新兵衛尉重清家人

如法寺孫二郎

荒巻源右衛門尉

田川郡 杉七郎未相定

伊川彈正忠

これには、なぜか仲津郡・京都郡・規矩郡の役人の記載がない。この役人のうち、内藤氏は長門国人、杉七郎は長門国人で、守護代重清のこと、伊川・貫氏は規矩郡の人、副田・伊田・伊賀利氏は田川郡の人、如法寺・荒巻氏は上毛郡の人といった具合で、必ずしも在地の人ではない。

宇佐郡や下毛郡は豊後国と接していて、大内氏の法令が徹底

しない面があったことが考えられる。豊後では十四世紀末ごろから年貢の銭納化に伴って、貫高知行制がすすみ、大内氏の石足知行制とは対照的であったことから、貨幣の必要度に差異があり、山口の貨幣交換基準が通用しなかったことが考えられる。

「近年の禁遏」とは、文明十七年（一四八五）の選銭令を指すと思われる。

すなわち、段銭は一〇〇文の中に二〇文の永楽銭か宣徳銭を加えて取り立てること。これを二割銭という。貸し付けや売買には、私鑄銭（さかひ銭・洪武銭・うちひらめ）は銭を選び、一〇〇文のうちに三〇文の永楽銭か宣徳銭を加えて使うこと、という規定である。

この規定は、大内義興が將軍義植（義材、義尹）を奉じて入京し、政務を執っていた永正七年（二五二〇）、幕府法として全国に触出された。

当時、日本は通貨を発行する信用がなかったから、中国から輸入した銅銭が流通していた。奈良・平安時代の皇朝十二銭や宋銭・元銭・明銭が混用され、すり減った銭や割れ銭、欠け銭、焼け銭、南京や堺で鑄造されたにせ金（私鑄銭）も堂々と使用された。一つには、明王朝が通貨の大量流出に悩み、明銭の国外持ち出しを禁止したため、日本では通貨の不足から悪銭が出回り、人々は、取引に良貨を選んだから、取引に支障が起

明応九年（一五〇〇）、正月、豊後府内を脱出、赤間関の仲間に合流する。

文亀元年（一五〇二）、正月、宇佐郡衆渡海し、中津川に着岸し、妙見岳城奪還、二月、義興勢無人数につき、城井城へ中津川渡船衆と応援する。

文亀元年七月二十三日、馬ヶ岳合戦、後陣の杉重清らは笠松（宇佐市）より中陣へ馳せ向かうも、着郡以前に敵敗北する。

すなわち、將軍足利義高によつて、豊前守護職を与えられた

大友親治は命令に従つて、豊前に進入し、明応七年（一四九八）から文亀元年（一五〇二）まで、約三年間合法的に豊前を支配したのである。大内義興は、これを武力を持つて奪回した。

城井日向守以下残党らの事、去る九日築城郡本庄城を攻め落とし、悉く追伐合戦の時、郎従賀来藤兵衛尉矢疵股を被るの由、注進到来す、神妙なり、いよいよ戦功を抽んずべきの状、件の如し、

明応十年二月十六日

（花押）（大内義興）

佐田次郎殿

（佐田文書）

この史料によつて、城井城に籠城していたのは城井日向守らであることが判明する。「紀伊宇都宮系図」によると、常陸介秀直の子直重が大友勢に降伏し、大友方として行動したのである。

このころ、国東の田原千代若丸（武蔵田原親資カ）が「黒田の内式拾町」等一五〇町を預け置かれている。彼は大聖院宗心を大友家督としようと大内義興に京都への工作を頼み、国東で挙兵し、豊前の勢と共に防長へ退去した田原親述の跡を与えら

れた。

「一見し了んぬ、（花押）」（大内義興）

文亀元年閏六月廿四日、豊前国仲津郡杵尾崎において、仁保左近將監護郷討ち死にの時、同道衆並びに一所衆、次に護郷家人ら、或いは討ち死に、或いは疵を被る人数の注文（討死三四人、負傷三〇人の人名略す）

（三浦文書）

これは、馬ヶ岳合戦の前、杵尾崎くつおざきに上陸した仁保護郷もりざとらが大方の待ち伏せにあつて、大将を戦死させるような損害を被つたことを物語っている。

去る月廿三日、豊前国小馬岳城の麓において、凶徒大友勢、同少武勢、当日悉く追討合戦の時、太刀討ち鎧疵頭よろひざとを被る、並びに、郎従手島隼人佐鎧疵口さよろひざとを被る、林太郎左衛門尉鎧疵臍さよろひざと、僕従二人鎧疵の由、杉小次郎興宣注進の旨、尤も神妙、感悦の至り也、いよいよ戦功を抽んずべきの状、件の如し、

文亀元年八月十三日

（大内義興）（花押）

乃美備前守殿

（浦家文書）

馬ヶ岳合戦の感状は八通を超える。しかし、ほぼ右のような形式である。乃美家氏は安芸の水軍の大將である。

五年前、少武政資父子が肥前で敗死したが、大友親治が政資の幼少の三男資元を取り立て肥前に挙兵させ、馬ヶ岳にも出陣していたらしい。

障子ヶ岳築城

本町の南に聳える障子ヶ岳城はいつごろ築城されたのであろうか。

それに関する史料が次である。

御上洛候間、我々事、御供致すべく候由存じ候処、障子岳御城番の事仰せ出され候、子細を申さず候と雖も、今度は御供を致すべき心中にて候、然らば、御城番の事候、子に候三郎四郎勤仕させ、私事、供奉仕り度候、御帰参の由、これを承り、内々御心得に預からば畏れ入るべく候、恐惶謹言

閏十一月二日

(門司)国親 押字

神代次郎兵衛尉殿 御宿所

(大内氏実録)

この「閏十一月」を「大内氏実録」の編者は長享元年（一四八七）と推定している。これは、「大内氏の上洛に供奉したいので、障子ヶ岳城番は子息に勤番させることの許しを得たい」というものである。

この上洛は、大内義興が將軍義材を奉じて入洛することを意味することかもしれない。その場合は、永正三年（一五〇六）の書状となる。門司国親が、杉重国の一字を受けているならば、前者の年代となる。

次の史料は障子ヶ岳城普請についてふれている。

一、内封四郷封戸・向野・高家・辛島は普請夫の定役これあり、この外、社官衆領の事は、先年（一四九九）、妙見尾の御城誘をおほせ付けらるる時、かの儀、御免ニおいてハ、社用夫の事、馳走致すべし



写真 4—12 田川方面から見た障子ヶ岳

由、申さるとも雖も、いまに、社用をも沙汰無く候、(下略)

一、宇佐郡中の武領、社用の人夫以下に就き、在々所無沙汰ニおひてハ一段と仰せ付けらるべし、殊に院内衆は、御在京御留守以来、御神用の延夫を難洪の段、その謂われなし、既に障子岡御城御所勤の所を、近年ハ社用に付けらるの上ハ、向後、社用夫堅く申し付くべきなり、もし、なお難洪におひてハ、元の如く御城誘を仰せ付けらるべき事、(下略)

(宇佐小山田文書)

これは、大永二年（一五二二）三月、宇佐宮造宮に關して、造營奉行より示された法度の一部である。

妙見岳城は大友勢侵入に備えた豊前東部の大内方の拠点として、明応八年に築城したことは「佐田泰景軍忠状」で知ることが出来る。宇佐郡でも内封四郷以外の社官衆の所領住民は、「妙見の城



写真4—13 妙見岳城址

誘ごしらえを免除されるならば、社用を勤めます」と言つて、城誘を免除されながら、いまにそれを勤めていない。院内衆（安心院町・院内町の武士）は大内義興の在京中（一五〇八〜一五一八）から神用延夫を洪っているが、理由にならない。障子ヶ岳城誘を勤める代わりに社用夫を勤めるのであるから、社用夫が嫌ならば、障子ヶ岳城誘を勤めなければならぬと規定しているのである。

この法令によつて判明することは、障子ヶ岳城は豊前一国規模で動員され、築城された大内氏の拠点城ということである。その時期は大内義興上洛前ということになる。

その意図するところは、松山―馬ヶ岳と太宰府との連絡路の確保、馬ヶ岳から逃亡した少貳資元とかれを担ぐ秋月氏・筑紫氏・肥前国人等の侵入を阻止することにあつたのであろう。

父大炊允盛眞おほいけのり以来、遠田石見守弘常に随逐ずいそくせしめ、亀尾御城并びに妙見尾、殊に近年、障子岳在城の儀、去年享祿四に至るまで、その節を遂げらるの通り、興兼おきかみが言上の次第、具に披露を致し候、神妙の由仰せ出され候、これらの趣、なお、（遠田）興兼に対し申さしめ候、何様追つて御感

を成さるべしの由、その心を得申すべきの旨に候、恐々謹言、
（天文元）
 三月八日
（実勝）
 長岡大炊允殿
（沼間）
 敦定判

これは、天文元年（一五三二）、遠田興兼の家来長岡実勝が障子ヶ岳城の城番を勤めたことに対する感状が大内義隆から出されることを告げた書状である。遠田氏は、筑前国岩門城督など大内氏分国の最前線の城督を勤めている。その子息であろう遠田弘常は当時障子ヶ岳城督であつた。遠田氏は、大内義長とともに滅んだのであろうか、遠田跡長門国美祢郡岩永別府九石足地を仁保隆たかたか慰なぐさが得ている（仁保文書）。「妙見岳芝矢倉間の事、去る七月の大雨の時、少々崩れ損ずるの処、人夫五一人を以て、芝御城納せしめ、築き誘こしらうの由、貫備後守の注進披露を遂げ候」とある妙見岳の例から考えると、山上に番小屋などが作られ、近辺の武士が交代で城番を勤め、台風などでしばしば設備が破損したので、これを修理しなければならなかつた（二元重文書）。

城誘と同様に国民を苦しめたのが陣夫である。一家の中心的な働き手を、遠方まで、山川を越えて、食糧や陣道具を運搬させられ、長期にわたつて滞陣することは、耐え難い苦痛であつた。大永三年、宇佐郡中の寺社領に陣夫を命じられた時、宇佐宮は社殿造替中を理由に、免除を愁訴した。大内氏はこれを許す代わりに、在陣日数の三倍、社用人足等を勤めよ、もし無沙

汰の寺社は所領を押しさえ、処置を考
えると申し渡している。

大内義興 馬ヶ岳の合戦は大
の 天 下 内・大友双方に大き
な損害を出し大友勢は撤退した。そ

の後、和平の気分が高まり、互いに
従来の權益を侵さないと言う形で落着いたらしい。以後約三〇

年間、友好関係が続いた。

永正五年（一五〇八）六月、大内義興は前將軍足利義材を奉
じて入洛し、將軍義澄を近江に奔らせ、義材を將軍の座に復職
させた。

管領には細川高国を据え、義興は管領代として政務を執つ
た。以後、一〇年間、在京して、権謀術数の渦巻く京都の政界
に翻弄されることになった。

朽網親満 永正十三年（一五一六）八月、豊後の加判衆（家
の 潜 伏 老）朽網親満が道場寺（行橋市）に潜伏した。

若い大友義鑑（親安）の不興を買い、追伐を命ぜられたのであ
る。道場寺は文明十八年（一四八六）、前の住持が大内政弘の
勘気に触れて、追放され、寺領一二町余を没収されて、山口の
善福寺造営に充てられている（萩藩閩閩録）。

親満は四か月後、彦山座主をたよって、伊良原（犀川町）に
移り、国東の田原三兄弟や山口亡命中の大聖院宗心、宇佐宮番



大内義興の花押

長永弘氏輔らと連絡を取り合って、帰国の策を練った。

永正十六年正月ごろ、高崎山に籠城したが、佐田泰景・神代
武綱ら大内家の協力を得た大友義鑑が鎮圧した。

田原親述は同年四月筑前で挙兵して立花城を占領し、大友分
郡志摩郡に乱入したが、数年後、立花城で殺害された。

親満追罰の原因は、肥後守護菊池氏の内紛に介入して親満が
阿蘇惟長を菊池家督としたあと、義鑑が弟菊法師丸を送り込む
ことで、意見の対立が深まったため、義鑑を廃し宗心を大友家
督としようとしたらしい。

大内氏の退廃

大内義隆は家督襲名の初期一〇年間、大友義
鑑と豊後勢場原や筑後星野里城・筑前立花城
等で戦い、両家の講和の後は安芸・出雲で尼子晴久と戦って、
武将らしい姿勢を示したが、天文十二年（一五四三）、出雲富
田城攻めに失敗し撤退中に養子晴持を溺死させてから、戦争を
厭い、軍事は若い家老陶隆房（のち晴賢）らに任せ、自身は山
口にあって、京下りの公家・学者・芸能人を歓待して遊逸の生
活を送るようになった。

その財力に任せて、京都へ盛ん
に贈答し、大宰大弐となって、少
弐氏に対して優位にたち、位階も
従二位まで昇進して、衣冠束帯姿
で牛車に乗って山口の街を練り歩



大内義隆の花押

いたという。また、京都の学者が所蔵する書物を借覧するのに、錢五万疋（米五〇〇石相当）を送ったともいう。

こうした貴族趣味は、庶民の生活感覚からかけ離れ、若くて無骨な陶隆房らの批判を受けることとなった。

大規模な軍事と奢侈な生活は、財政をも破綻させ、あらゆるものに税をかけ、基本的な財源である段錢をも増徴する法律を出した。

天文五年（一五三六）、「今度、加増段錢の事に就き、……今度の儀ハ、前々御免許の地を謂わず、申し付くるべし」（永弘文書）と、全分国から取り立て、未納の場合は土地を押さえ、年貢から必要分を引き取るというものであった。

豊前守護代杉 大内盛見時代から約一五〇年間豊前守護代を**重矩の離反** 務めてきた杉伯耆守家は、豊前国内隅々まで名主・百姓層を被官化し、領国化を進めていた。それは周防における陶氏、長門における内藤氏も同様であった。

杉重矩は陶隆房・青景隆著に反逆の志があるとしばしば讒言したが、義隆の右筆相良武任が妨げて通じなかった。

ついに、重矩は内藤興盛とともに陶隆房に与し天文二十年（一五五二）九月、大内義隆を攻め、滅ぼした。



杉重矩の花押

第二節 戦国時代

大友宗麟 大内義隆が滅亡した二か月後、肥前国では大内**豊前進出** 氏の分郡東部三郡の守護代であった龍造寺隆信が佐嘉城を出て、筑後蒲池氏の柳河へ亡命した。

龍造寺氏と争ってきた肥前の国人が少弐冬尚を奉じて大内氏の支配から独立しようとした。

二年後、龍造寺隆信は佐嘉城を奪還した。彼は少弐氏に対抗して、大友宗麟を肥前国守護職とするという条件で、大友宗麟が筑後の国人を支援させ、帰国させたのである。

大友氏は足利尊氏のころ、肥前守護であった前例が天文二十三年（一五五四）八月、室町幕府の承認を得ることを可能にしたのである。

これに味を占めたのか、大友宗麟は豊前・筑前へも野心の手を伸ばすことになる。

山口では、陶隆房が大友宗麟の弟晴英を大内家に迎えて、大内義長と称させ、自らも晴賢と改名して独裁の色を強めた。大友宗麟は弟に橋爪鑑実を付けて、大内家の奉行衆とし、「両家御一体」を強調して、大内分国に楔を打ち込んだ。

また、高橋鑑種を太宰府の宝満岳城督として筑前国に送り込み、豊前・筑前方面の奉行衆として、両国の政治に携わらせ